

○厚生労働省告示第五十五号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第一項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関である一般財団法人日本穀物検定協会について、平成二十九年四月一日をもって次の事業所を設置する旨の届出があつたので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成三十一年三月七日

厚生労働大臣 根本 匠

設置する事業所の名称	設置する事業所の所在地
一般財団法人日本穀物検定協会神戸分析センター	兵庫県神戸市中央区磯辺通一丁目一番三十 七号